

大阪広域水道企業団告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託する。

令和3年6月21日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

1 委託事務

スマートフォン等の電子機器による決済サービス（以下「スマホ決済」という。）における収納の事務

2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	提携スマホ決済提供元の 本部所在地、名称	チェーン名
四條畷水道事業、田尻水道事業及び千早赤阪水道事業における水道料金収納事務並びに四條畷市、田尻町及び千早赤阪村から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料収納事務	りそな決済サービス株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 KDDI株式会社	a u P A Y

3 委託期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで